

報 告 書

令和 7 年 4 月 3 0 日

株式会社フェイス 御中

東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル 13 階
東京晴和法律事務所
弁護士 丸 山 一 郎

登録第 6 2 7 8 9 3 6 号商標及び第 6 2 7 8 9 3 7 号商標の商標登録に対する登録異議の申立ての令和 3 年 2 月 2 0 日に確定した決定書の中に、異議申立ての理由の要旨が記載されていますが、当職作成の不正確な記載が決定書に引用されてしまっているため、記載内容について、下記のとおり訂正することを報告いたします。

記

（訂正前）

申立人は A e g a t e 株式会社（以下「A 社」という。）の代表取締役であり、A 社が運営するインターネット閲覧・投稿サイト「爆サイ. c o m」及び「b a k u s a i. c o m」は、「爆サイ」及び「b a k u s a i」の名称で広く周知されている。

（訂正後）

申立人は A e g a t e 株式会社（以下「A 社」という。）の代表取締役であり、A 社が 広告運営をするインターネット閲覧・投稿サイト「爆サイ. c o m」及び「b a k u s a i. c o m」は、「爆サイ」及び「b a k u s a i」の名称で広く周知されている。

上記のとおり、A 社は広告代理店であって、「爆サイ. c o m」及び「b a k u s a i. c o m」を運営する会社ではありません。一部の法律事務所及び弁護士より「爆サイ. c o m」及び「b a k u s a i. c o m」を運営する会社として A 社を相手方とする申し立て及び訴訟が提起されておりますが、A 社は当事者適格外であることを報告いたします。

以 上